

住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準 改正案

改正案	現 行
<p>10. 保険等の業務の実施体制に関する事項</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)全国で業務を行うこととされていること。</p> <p>(5)原則として、全ての規模・工法・構造を対象とすること。ただし、大規模物件については、他の保険法人との共同引受にすることができるものとする。</p> <p><u>(6) 法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約の申請が行われたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、申請を受け付けることとされていること。</u></p> <p>(7)法第17条第1項の規定に基づく国土交通大臣による住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針（平成20年国土交通省告示第383号）に基づく現場検査員及び技術管理員の、事業計画に応じた確保及び適正な配置について定められていること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>10. 保険等の業務の実施体制に関する事項</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)全国で業務を行うこととされていること。</p> <p>(5)原則として、全ての規模・工法・構造を対象とすること。ただし、大規模物件については、他の保険法人との共同引受にすることができるものとする。</p> <p><u>(6) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）</u>第17条第1項の規定に基づく国土交通大臣による住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針（平成20年国土交通省告示第383号）に基づく現場検査員及び技術管理員の、事業計画に応じた確保及び適正な配置について定められていること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>